県西部地域で高病原性鳥インフルエンザの緊急立入調査を実施

下関農林事務所畜産部
平成23年２月２日

高病原性鳥インフルエンザは鶏、あひる、うずら等に感染する家畜伝染病で、その伝染力の強さや死亡率の高さなどから家きん産業に及ぼす影響は甚大です。

今季、高病原性鳥インフルエンザが島根県、鹿児島県、愛知県の養鶏場で発生し、宮崎県では7戸の養鶏場で続発しています。

さらに、国内各所において、野鳥からもウイルスが分離されており、特に警戒が必要です。

今回、本病の侵入防止対策と早期発見のため1月28日から2月2日の間に100羽以上を飼養する養鶏農家56戸の緊急立入調査を実施し、侵入防止対策のチェック及び指導を行うとともに鶏等に異常がないことを確認しました。

今後も、鳥インルエンザ侵入防止に万全を尽くしていきます。

立ち入り調査の様子